

# 淳熙臧否とその失敗

——宋の地方官監察制度に見られる二つの型（一）——

青木 敦

はじめに

宋以降の諸王朝の政治制度を表すものとして「中央集権」「皇帝專制」などの諸概念が用いられ、宋朝はしばしばその成立期として見なされる。人事に限って言つても、宋には四川や兩広を除けば、辟召など地方勢力の利害が反映されやすい制度はほぼ廃止され、吏部が大幅に人事権を握る制度が作られた。さらに南宋にかけてかけては中書の権限が増し、明代には六部が天子の直轄下になる。しかし、そういう法制が存在したということとは裏腹に、宋代史料には、法令が現実に遵守されない、無視されているという記述が決して少なくない。むしろこの法令が虚文化している状態をどうするかということが、しばしば当時の官僚にとって危急の課題となつた。法令が充分遵守されないとすれば、法令の内容から導き出された諸概念で当時の社会を性格づけることの有効性は減少する。さらに言えば、中国

法の世界とはもともと多かれ少なかれ「中央集権的」なのであって、現実に中華帝国の体裁が保たれ、皇帝を頂点に頂く王朝の伝統を維持できるか否かは、その運用如何の問題と言えなくもない。

特に、南宋～清にかけ、一県あたりの人口の増大、地方における市場取引の拡大、社会的流動性の増大などが指摘されているが、「中央集権」とは一見対立的なこのような地方活力の増大の傾向に王朝の制度は無関係にいられたのか。無関係でなければ、「中央集権」的な官僚制度を維持するためにどのような対応を迫られたのか。これは制度そのものの内容よりも、むしろその運用をめぐる官僚たちの議論の内により容易に見いだすことができると思われる。本稿はかかる意図から、南宋の王朝政府が地方官人事を、臧否制度という中央集権的・指令的な勤務評定制度で統制しようとして直面した困難及びその解決策を、当時の官僚の議論を通して明示することを目的としている。

## 第一章 臧否と考課

### (1) 臧否の語義

「臧」とはよい、「否」とは悪い、「臧否」で善し悪し、転じて動詞的に人の善し悪しを云々する意である。『後漢書』李賢注に引く「漢官儀」に

三公は、長吏の臧否や人々の困難を聞き取り、速やかに列挙して上奏するが、これは「地方政治を評価するための」うわさを提供するためである。掾属・令史が殿上に集まると、司会者が叫ぶ、「某々の州郡での政治はどう

であるか」。善ければ声をそろえてこれをほめ、善くなければ押し黙つて口を結ぶ。<sup>(1)</sup>

などとあって、地方官の臧否が人事評価として使われた例がある。ところがこれはむしろ例外的で、宋以前では「臧否」は、人物評価といった意味で使われることが多かった。殊に、魏晉南北朝期には、文人による人物評価が流行つたが、「人物を臧否するを好む」という用法が定型句の如くにしばしば見られるようになる。しかし隋の開皇一三年（五九二年）五月癸亥、

詔し、人々の間に国史を撰集したり人物を臧否する者があれば、皆禁止する。<sup>(3)</sup>

と民間での人物の臧否を禁じて以降、こうした用法は激減する。<sup>(4)</sup>これが隋唐における科挙の成立などの一連の官制改革と表裏していることは言うまでもなく、国政にかかる人物評価はこれ以降、あくまで皇帝およびその官僚によって行われるのが筋となる。

南宋には、この「臧否」が孝宗のイニシアチブのもとに、制度として実施された。<sup>(5)</sup>無論今回は、文人による私的な人物評価ではない。あくまで官僚制度の手続きとして、地方官に対して行われた勤務評定であり、皇帝から全国に命令される形が取られた。すなわち、監司が各の路の守臣につき、その臧否を毎年定期的に上奏して、全国の守臣を黜陟（昇任・降格）する。この形は、皇帝がその「耳目」としての監司を要に、中央一路一府州軍一県というヒエラルキーを通じて全国をコントロールしようとする、宋の地方制度の理想を前提にしたものである。このいささか奇抜な、少なくとも隋以降は殆ど使われなかつた語を孝宗が採用した時には、やはり法制としての漢代の用法が念頭にあつたと思われる。孝宗は目前の問題解決に、六朝の「清談」的な議論を好みなかつたとの指摘もあり、臧否が六朝の臧否の類推から利用されたことは考えにくい。後出の蔡戡も、臧否の上奏文の中で、信賞必罰を徹底しようとする

孝宗を前漢の宣帝になぞらえているし、のち呉泳は淳熙臧否を周制、漢制と並び称して高く評価する。<sup>(7)</sup>

ところが、結論的にいえば、この制度は失敗であった。度重なる督促にもかかわらず、監司は命令を遵守しない。

朱熹などは、強固に朝廷の命令に抵抗し続け、ついに孝宗もその実施をあきらめる。しかしながら、こうした事態が慢性化していくも、当時南宋は決して帝国崩壊の危機に直面していたわけではなく、それなりの運営を行つてたのだ。それは何故可能だったのか。淳熙臧否というひとつの中官僚人事制度上の政策とその失敗の過程を追うことで、この問題に答えて行くための小さな足掛かりは得られるのではないかと思われる。

## (2) 考課制度の形骸化

この淳熙臧否は、考課と切つても切れない関係にある。淳熙九年、臧否を推進しようとする臣僚の

監司・帥臣が管轄下「の地方官」を臧否すれば、考功課吏の意図は尽くされる。<sup>(8)</sup>

とする言からも顯著なように、臧否の目的は、人事評価としての考課だったからである。言うまでもなく、この「考功課吏」は伝統的に、考課を意味する。

少なくとも宋初には、皇帝が自ら各官僚の人となりを把握し、人事を掌握するのが理想であった。しかし太宗の時代以降官員が増え、雍熙中には、天子が「大勢の人才を遍く知ることができないことが心配される」<sup>(9)</sup>状況下で、考課制度は整備されてゆく。そして「今、天下の州は三百、県は千二百になる。それらが治まっているか否かは、朝廷はどうしても把握することはできないので、必ず十八路転運使に委託する」こととなり、転運を中心とした地方官考課

制度が整備されて行くのである。考課制度は、南宋初年に一連の立て直しがあったことを除けば、北宋神宗期を中心にはば整備され、州県官に対しても唐の四善二十七最の基準に倣つて四善三最で評価する制度が確立して<sup>(11)</sup>いた。しかし当時はすでに殆どの守臣・通判闕や多くの知県県令闕が廃除となり、吏部の除授による人事はもはや機能すべもなく、考課制度は治績評価としての役割をもはや果たさなくなり、「考」とは、かえって任期を表す単位のように使われた。<sup>(12)</sup>

考課が形骸化していたことを証言する史料は少なくない。従来指摘されているところも併せて述べれば、本来地方官の治状を上・中・下に客観的に評価すべき「考詞」に、当たり障りのない「中」や「上」、「中の上」しか記されなくなり、またことに北宋末徽宗の時期<sup>(13)</sup>から南宋に入ると、コネが横行したとの指摘がしばしば行われ<sup>(14)</sup>、さらに入人事にからんでは胥吏に賄賂が横行し、「賄賂がおおっぴらに行われ、人事は売り物となり、ポストを得られるか否かは、ただこれに賄<sup>(15)</sup>るの多少によって定まる」というように、ポストが賄賂の額によって定まつたという記述も残されている<sup>(16)</sup>。これらの上奏文などでは、考課の形骸化の原因は、主に以下の二つの原因に帰せられる場合が多い。一つは私情の優先、もう一つはこのような胥吏の舞文である。もつともこれらは、宋朝に限つたことではないかも知れぬが、これららの行為の責任が監司に帰せられる点が、宋王朝における特色と言い得る。

実はこうした弊害は、遅くとも北宋中期ころには始まつたと思われる<sup>(17)</sup>。さらに、さらに靖康の動乱を経た南宋初年には、監司による地方官の考課は事実上殆ど行われなくなつたようで、殿中侍御史周秘の次のような指摘もある。

国家は十五事によつて監司を評価し、「監司は」四善四最の法によつて府州軍や県の長官をチェックする。「監司らが」報告の期限を守らなかつたり、事実と違えば、有罪とする。しかし、この五、六年の間、ただ成都潼川路

のみが、ひとたび報告してきたが、その他の諸路は、どこも成績評価を報告してこなかつた。法令は廃れ、「地方官の」能力など云々しようがない。<sup>(18)</sup>

つまり紹興初めの五、六年を通じ、全国の監司のうち先の「十五事」あるいは守令に対する「四善四最」の法を遵守して課績を上奏した監司は、成都潼川路一路にすぎなかつたというのである。これに対して、管轄下の地方官の課績の上奏を強制するための信賞必罰的な方法がたびたび試みられた。例えば周秘は上記の部分に続けて

欲し望むらしくは、特に関係機関に命じ、考課條令を検討し、周知徹底させ、今後期限を切つて「部下を」保明させ、何年も報告を怠つた者は理由を取調べさせんことを。なお乞うらしくは、今より、朝廷の審査に従い、毎年殿・最各々一、二人をあげ、賞罰を厳行せんことを。吏部に詔し、嚴重に諸路に通達し、常に遵守させる。もし違反すれば、御史台に命じて糾弾・報告し、その他はこの上奏の通りにさせる。<sup>(19)</sup>

と提案した。考課制度とは本来、定期的に上司が管轄下の全ての官について行うのが建前である。しかし課績を奏上しなくなるといふ、官吏評価制度としての考課制度の形骸化が起こると、考課の結果を奏上させること自体が目的化し、これを怠らないことが、賞罰の対象となるのである。かかる事態を背景として出されたのが右の周秘の提案であるが、しかしこの後、秦桧專制が始まり、人事関係の議論はあまり行われなくなる。そしてこの政治的動乱期を過ぎ、再び活発に法制の整備が行われるようになつた孝宗時期に、今度は孝宗自身により地方官人事制度の建て直しの企画が行われた。それが臧否制度である。無論、考課が臧否によつて代替されたというわけではない。官僚の成績評価という本来の機能ではないが、考課関係の諸制度はすでに官僚の在任期間にかかる不可欠な制度として別の次元で存在し続けた。しかし、肝心の定期的な成績評価の方はたえて久しく行われていなかつたので、孝宗によつて臧否

の実施が試みられたのである。

### (3) 孝宗とその時代

高宗は天下を公とする心によって、太祖の後裔を選んで擁立した結果、孝宗という賢い人が得られた。聰明・英毅なことは、南宋の諸皇帝のうちでも断然一位である。これは得難いことだと言ひ得る。

『宋史』孝宗紀の贊は、こう始まる。<sup>(20)</sup> 寧宗擁立の際には韓侂胄の力が与かつて大きく、慶元党禁などさまざまな施策が韓侂胄らの行いとして批判的に史料に現れるのに対して、孝宗擁立には高宗の意向が強く、結果孝宗の施策は彼自身がイニシアチブを取つて行つたと見る史料が多いのである。臧否について触れた諸史料も、その失敗の原因を権臣の擅断に帰するものはない。

こうした傾向は、ひとり淳熙臧否に限られることではなく、孝宗期全体の政治について言えることでもある。孝宗朝政治を性格づける作業は、小稿のなし得る所ではないが、その政治の方向性を見極める上で、最小限の総括を行つておきたい。

さまざまな個別的政策を縦断的に見ると、孝宗期は改革の時期である。今日の社会経済諸分野の研究を見ても、この時代は統治に卓越した時代であったとされる。たとえば経済分野では水利の改修が多く行われ、開墾も盛んであった<sup>(21)</sup>し、会子の価値下落の防止にもある程度成功している。また官僚制度上も、須入（改官して差遣を得る者は、すべて知県を経験せねばならぬ規則。知県の職は嫌われ、それまでは殆ど行われなかつた）が励行されある程度の効果が

上げられ、辟闈の復活の方向が見られ、<sup>(22)</sup> 金選での吏部の機能の回復が試みられるなど、中書に集中してきた人事権を本来の吏部や監司に分散する方向でさまざまな改革が見られた。また流品の思想に連なる左右寄祿官と選人の左右が整理されたのも淳熙年間である。<sup>(23)</sup> さらに官制以外でも活発に制度改革が試みられ、たとえば孝宗当時は、賄賂に類した『羨余』を献ずることが戒められ、饋遺を恥としたという。礼制方面では『淳熙新儀』<sup>(24)</sup> が、法制方面では初の條法事類『淳熙條法事類』が作られたこともあり、淳熙は「文物最盛の時」といわれた。この時期の政治議論には、後世の枠組みともなったものが多く、たとえば『歴代名臣奏議』も南宋歴代の中では孝宗時の奏議を格段に多く載せる。尤もこれは、朱子学者であった楊士奇らによって編まれたものであり、朱熹の文がかなり全体量を増やしているが、それを差し引いても孝宗の突出は変わらない。<sup>(25)</sup> また、この時期には韓侂胄・史彌遠・賈似道と接踵した寡頭的な権力も未だ見いだされず、南宋諸朝のなかでは比較的に皇帝権力が突出していた時期<sup>(26)</sup> であった。後世からふりかえったとき、孝宗期は権臣の擅断が小康状態を見、いつときなりとも英邁な君主による統治が実現した時代と映つたようである。<sup>(27)</sup> そしてそれは、南宋後期以降、元代に至るまで「乾淳（乾道淳熙）の世」と称され、政治に参照されるべき良い時代としてしばしば引き合いに出された。

その孝宗が、とくに力を注いだことのひとつは用人であった。それには秦桧専制時期の終了とともに登場し、新たな人材の配置という切羽詰まつた現実的な要請があつたことも大きいであろう。彼は内殿の屏風に天下の監司・帥臣・郡守の姓名を書き付けたものを貼つていたというほど、地方官人事に意を用いたが、後述のように孝宗が「治民に留意した」ことが臧否実施の最初であつたとする史料もあり、淳熙臧否は、このような孝宗朝の初期に行われた地方制度立て直しの諸施策のうちでも、もつとも代表的なものである。

## 第二章 滅否実施の顛末

### (1) 史料

この淳熙滅否については、研究は殆どない。<sup>(34)</sup> この滅否制度に限らず、北宋末以降南宋の制度史の一部が未だにかなり未開拓の状態に置かれていることは、南宋から明清に受継がれる制度史のトレンドを追う上で解決されなければならない課題である。しかし乘越えなければならない史料的なハードルが存在することもまた事実である。というのは、今更指摘するまでもないが、南宋については例えば李焘の『統資治通鑑長編』に匹敵する詳細な史料が少なく、ことに本稿で扱う、政治史に密接に関わる動きは、『宋会要』からも掴みにくい。しかもこの滅否制度は、考課制度との密接なかかわりから、『宋史』・『文献通考』では「考課」（それぞれ卷一六〇、卷三九（選舉一二））に記述があり、『慶元條法事類』ではその法令は職制門に「考課令」として採録されているが、一方地方官人事の中で監司の果たす役割が大きいことから『宋会要』では職官四五の「監司」に分類されるなど、範疇が一定せず、記事が散在している。そしてこれらの記述は、かなり簡略なものである。そこで本稿では基礎的な事実確認から出发せねばならないが、滅否制度実行の顛末を比較的まとまって伝える史料が存在しないわけではない。例えば李心伝の『建炎以来朝野雜記』（以下『雜記』と略称）の甲集卷五には「淳熙滅否郡守」として、三葉近くにわたり、淳熙滅否の顛末について記述が見られる。<sup>(35)</sup> また、これと共通する記事の多いのが『皇宋中興兩朝聖政』（以下『兩朝聖政』）である。一説に

科学受験用に編まれたというこの書は、出自に不明な点が多いが、『雜記』や『宋会要』の記事を本書によつて補い得る場合も少なくない<sup>(36)</sup>。なお、監司によつて書かれた、守臣の臧否の上奏文が存在する。南宋の蔡戡なる者の文集『定齋集』に残された二つの「臧否守臣奏狀」がそれで、管見では、これは臧否制度の規定によつて書かれた淳熙臧否の上奏文の、残存する唯一の事例と言つてよい。以下、これらの史料と、他の断片的な記述を読むことにより、臧否制度の顛末を叙述してゆく。

## (2) 李心伝の意図

本稿が主軸に据えるのは、上記李心伝の「淳熙臧否郡守」である。しかし、ここで注意せねばならぬことは、この『雜記』の記事と、淳熙臧否についてのその他の諸史料の記述態度は、必ずしも一致するとは限らない、という点である。臧否制度について見方は、これを忠実に実行した蔡戡のものや、まったく批判的に受け止めた朱熹などのもので異なり、その差異については次章で論ずるが、ここでは李心伝の政治的立場・思想を再確認したい。

『宋史』の彼の伝（卷四三八）の贊に「其の志は常に川蜀を重んじて東南の士に薄し」云々、とあるように、李心伝は四川出身者を重んじ、また四川の事情について殊更詳しく記述する。この「淳熙臧否守臣」の記事にもその傾向は強い。蜀士の代表人物とも言える趙雄や句昌泰の動静に詳しく述べ、全州、夔州路など、四川各地でのエピソードがいくつか挿入されている。しかし本史料は特定の政治勢力を批判的に描くものではなく、単に臧否制度 자체が矛盾をかえ、「私託」を助長し、廃止に至つた経緯を説明する。これは『雜記』全体に共通して言えることだが、李心伝が

批判する対象は、制度・政治状況そのものであつて、個人や政治勢力ではない。<sup>(37)</sup> 彼が『雜記』で臧否制度を取り上げた意図は、経世を目的とした、制度そのもののへの批判である。この「淳熙臧否郡守」の記事の最後の部分で、李心伝は孝宗が黜陟に意を用いたにもかかわらず、「徇私之弊」によつて臧否が失敗したことを述べ、

要は部使者「監司」を嚴選することだ。そして台諫がこれを監察・評価すれば、大体宜しいであろう。<sup>(38)</sup> とする孝宗の言を引いてこの記事を結ぶ。台諫を活用するという点は、後述のように朱熹にも通じ、立場を問わずにこの時代に共通した主張となつてゐる。

### (3) 『雜記』に見る臧否実施の顛末

孝宗は、紹興三二年六月に即位したが、彼は「治民に留意した」こととて、改めてこの年末、

はじめて詔し、諸路の帥臣・監司は、毎日管轄内の知州の政治や行いを悉く記し、連ねて報告させるようにしたが、その後いろいろあつて、実行されなかつた。

と詔しており、これが、『雜記』の「淳熙臧否郡守」の冒頭を飾る。<sup>(39)</sup> この命令が以後の淳熙年間の臧否のさきがけとなる。ところで『宋史』本紀（卷三三～三五）によれば、これを追うように、孝宗は乾道二年六月甲戌（三日）、六年閏五月壬午（三日）、九年一月中、淳熙七年七月癸丑（二日）と、監司・帥臣に守臣や県令の臧否を具奏させるよう、またその不実を罪するよう、詔を出している。しかしこれらは何れも本紀以外には、諸史料には記事が見えず、これらが実行に移された形跡は見当たらない。『雜記』も、上記の紹興三二年一二月の詔を掲げつつ、「後、多事を以

て克く行われず」として淳熙八年までの事を省略していることからすれば、命令は實際に出されたにせよ、現実には行われなかつたようである。

### しかし淳熙八年閏三月に改めて

詔し、諸路の監司・帥臣は、年末に、各々管轄下の守臣を三ランクに分け、統治の実績が顯著なものを「臧」、貪つたり凡庸で過ちを犯すものを「否」、善政も悪政もないものを「平」とさせる。詳細に評価し、名を記して上奏させよ。その中から、「臧」「否」各々は裏付けを取り、もしその評価が不公正であれば、御史台に命じて弾劾させる。<sup>(40)</sup>

と詔した。後出の蔡戯の「臧否守臣奏状」（淳熙八年末）には、この閏三月の詔が根拠として引用されていることから、これが実質的に臧否実施の基準となつたと見てよい。<sup>(41)</sup>

しかしこの臧否制度は当初から頗る、孝宗の鳴り物入りで始まつたわりには、淳熙八年の年末に至つても監司・帥臣たちは守臣の臧否を来上しなかつた。淳熙八年三月の詔によつて実施してみると、たちまち臧否制度の持つこれらの問題点が明らかになつたようで、九年三月一八日の臣僚の言には、

守臣の交代も常ならず、監司・帥臣の好き嫌いも様々である。よつて、その言にも正当なもの、不当なものがあり、既に離任して臧否に及ばなかつた者もあれば、着任したばかりでもう臧否に遇つた者もある。<sup>(42)</sup>

との指摘がある。後にも蔡戯の臧否文を分析するところで再び取り上げるが、當時守臣は、地方官本来の任期の三年弱をつとめ上げる者は稀で、諸地方志の題名の着任／離任の日付からも一見して明らかのように、實際の赴任期間はそれより短く、数カ月しかない者も多かつた。そのような状況では、一年の治績を見る臧否は現実には不可能である

」とを、この臣僚の上言は意味している。続いてこの臣僚は

あるいは都合によつて民を害していることを言わず、あるいはすぐ取り繕つては疎漏を言わず、あるいは有力者をおそれて議論をせず、あるいは疎遠で後楯がないからといって退けられる。

と、監司が現地の政治に左右されたことを指摘し、さらに

諸路の監司・帥臣は、今後部下を減否し、必ずすべて一年の人数を総計し、すでに離任したか現任であるかを問わず、ただそのなかで区別せよ。もし「減」とされたものが既に朝廷によって抜擢され任用されていたのなら、必ず「減の次」を報告し、もし「否」とされたものが既に朝廷によって罷免されていたのなら、必ず「否の次」のものを報告せよ。もし減否が不適切であれば、必ず調査させて上奏させよ。

と提案し、ほぼ受け入れられている。とりあえず、管轄地域に在職するものについて、評価を行おうするものである。

以降、「雜記」「兩朝聖政」の当該箇所から関連記事をたどつて行くと、減否制度が地方政治に巻き込まれて行つた過程を見ることができる。一〇年四月には、九年度分の減否は来たが、これによる黜陟は行われず、孝宗の督促によりこれが進呈された。しかしこのときも、減とせられた者の多くはすでに陞擢せられ、否は黜けられており、この減否によって陞黜があたえられた守臣としては、諸史料には知常州范仲圭ら四人の名が挙げられているにとどまる。

翌一二年六月には、一年分の減否が来上したが、この時にいたるまで、浙東一路のみは聞奏がなかつたため、浙東帥臣鄭丙と提挙句昌泰が降一官に処された。これに対し、衛国公趙雄は「まさに挙劾すべし。而して必ずしも之を減否せず」、すなわち举（推薦）と劾（弾劾）が行われればよい、減否による黜陟はかならずしも必要ない、と言つた

といふ。<sup>(44)</sup>しかし、孝宗はこれには従わず、一一年分の黜陟が行わることとなつた。

福建では監司・帥臣の丹念な臧否により黜陟が行われたものの、大方の黜陟は九月になつても行われない。諸路の臧否の不公不実のものを、給舍臺諫に論奏させるべきであるとする陳賈の請を受け、台諫を用いて黜陟を強行することとなつた。すなわち監司により否とされた守臣には宮觀を与え、違反したものを御史に糾弾させることとなつた。これら意見を取り入れ、さらに四川・嶺南には時間的余裕を持たせる配慮が一二年一〇月癸亥の詔によりなされ、この臧否の法は完成を見た。『慶元條法事類』に引かれる考課令には

帥臣・監司は、年末に、各々管轄下の知州を、交替した者は勘定に入れず（着任したばかりのものもこの限りに非ず）、一年分の人数で総計し、三段階に分けて評価せよ。統治の実績が顯著なものを「臧」、貪つたり凡庸で過ちを犯すものを「否」、善政も悪政もないものを「平」とする（「臧」「否」は裏付けを取る）。四川・兩広は翌年五月までを期限とし、その他の路は三月までを期限とし、上奏させる。もし情に徇じて事實を言わなければ、御史台に彈劾させる。<sup>(45)</sup>

と定制化されているが、これは前出の「統治の実績が……」以下の基準により三等に分けて奏上させ、御史に監督させた淳熙八年閏三月辛巳の詔と、川・広および余路の期限を定めた一二年一〇月癸亥の二つの詔に淵源している。

そして諸史料には、一二年から一三年にかけてこの臧否によつて一連の人事異動があつたことが記されている。例えば青神県（成都府路眉州）の蒲呆が入見し、「自分は監司に無実の罪を着せられただけで、人民に対しては罪がない」と言ったため、孝宗はこれを直としたとある。しかしこれが理由で、知瀘州の史阜が漕臣岳霖により否とされて罷免された。知瀘州史阜は潼川府路安撫使を兼任しており、同じ路で帥臣が転運使に臧否で「否」とされ、罷免され

るという、監督関係の上から言って、混乱した事態が伝えられている。<sup>(46)</sup> また湖南では、知全州趙昌裔が帥臣林栗、提刑宋若水、張柳、管鑑らによって連年否とされ、孝宗は一度は昌裔の奉祠を命じたものの、陳賈の言によりこれを取り消した。しかしここに至つても、まだ官僚たちの全面的な協力的は得られなかつた。一四年には江西提刑であつた馬大同と楊輔が臧否の遅れにより降された。その結果ようやく全国の監司が同調したといふ。<sup>(47)</sup> これら四川・湖南での諸事例に代表されるように、臧否制度は常々地方政治に巻き込まれ、失敗する可能性があつた。

この後李心伝は「しかし十余年にわたつてこれを行つてきたが、循私弊を免れなかつた」と続け、先にも引用した、孝宗自身その失敗を認めて輔臣に對して言った「要は監司の人選にある」というコメントを引用してこの記事を結んでいることは、<sup>(48)</sup> 「循私弊」が具体的にはこの様な、監司では処理しきれなかつた地方状況であることを示唆する。そしてそれには御史による強力な監督が必要になつてくるというのが、『雜記』に紹介される議論である。

その後も臧否は法令上は存続してはいたが、後出蔡戡の言によれば、光宗期にはこの臧否にもとづいた黜陟は全く行われなくなつたといふ。<sup>(49)</sup> そして『雜記』によれば、後の韓侂胄時代に勢力を張る右正言陳自強の言により最終的に臧否が廃止されるのが、寧宗の慶元五年である。<sup>(50)</sup> 結局孝宗即位時の発案以来、前後三七年間の長きにわたる試行錯誤の末の幕引きであつた。

以上、煩を厭わず淳熙・臧否の概要を述べてきたが、まず指摘できることは、監司の権限が弱く、容易に地方政治の利害に影響され、臧否を行ひ得なかつたということだ。監司による守臣の臧否は、常にその監司が役割を果たさず、破綻する。李心伝の紹介する四川の事例は、地方の小官と監司の様々な利害関係から臧否が失敗するエピソードで、中央政府はもはや、監司を通じては地方官人事をコントロールしきれなかつた実態を示してくれる。またもう一つ指

摘すべきことは、淳熙九年の改正の過程にも見られたように、一年という短い期限を以てしては、定期的に守臣全員の治績を評価するのは、もともと無理だったということである。つまり周知の如く地方官が一つのポストに三考、すなわち二年数カ月止まることはむしろ稀であり、多くが数カ月ごとに任地を替ながら成資を待つた当時の状況の中で、毎年一路の守臣全員の勤務評定を行うことはもともと不可能であった。<sup>(51)</sup>すでに擢用あるいは罷黜されていた場合は次点の者を擧げるとする淳熙九年の臣僚上言は、これに対応したものだった。<sup>(52)</sup>しかしこのような強制的な部下の評価には、どうしても私情が入り込む。事実、当初は孝宗の主導によって始められたと推定されるものの、大方の消極論にもかかわらず罰則付きで臧否を強行しようとした淳熙九年あたりから、道学者に対する弾圧が始まつてゆく。<sup>(53)</sup>

さらにもう一点、以上の経過から明らかなことは、朝廷は常に御史・諫官による弾劾を利用したということだ。臧否制度自体は、右述の任期の短さなどの技術的な問題から、なかなか行われず、たとえ臧否が来上したとしても、それによつて黜陟はなかなか行われなかつた。しかし陳賈の請による淳熙一二年の定制化前後から、御史台の弾劾規定を利用して臧否は強引に推し進められた。次稿で詳しく述べるが、宋では法令の末尾に、違反者に対する弾劾規定を設けることが盛んに行われ、弾劾は有効な法令実行の手段と考えられていた。さらに後述の朱熹も、臧否の実行を拒否し、弾劾を熱心に行つてゐる。弾劾による罷黜は常に盛んに行われており、その意味において、臧否や考課とは対照的に、弾劾は黜陟制度として生きた制度であつた。

### 第三章 朱熹と蔡戯

前章で見た李心伝の『雜記』は、臧否制度の不備な側面に焦点をあてて書かれたものだ。事実、臧否制度は孝宗時代に一時的に試みられただけで、その後に受け継がれておらず、この制度に何らかの積極的な意義を認める記述は、なかなか見出し難い。しかし、臧否について書かれた幾つかの文章の中には、明確に対立的な型をとるのではないものの、個別に贊意を示すものもあるし、批判的なものもある。本章では消極派と積極派それぞれの議論の事例として、臧否について論じた朱熹の上奏文と蔡戯の上奏文とを、比較したい。

#### (1) 朱熹の消極性

さて朱熹は、淳熙臧否が本格的に実施された淳熙八九年にかけては、浙東提挙常平という監司の地位にいたにもかかわらず、この命令を頑として拒否し続けた。彼の淳熙臧否に対する批判的な見解は、『朱文公文集』卷二一に載せられている淳熙九年三月三日付の「論臧否所部守臣狀」に綴られている。

前章でも触れたが、淳熙八年分の臧否が未だに提出されていないことから、改めて一月一三日、三省が聖旨を奉じて、この指揮を遵守して即日に聞奏すべき命令が下った。<sup>(54)</sup>ところがこれに対して、朱熹は、三月三日には次のように上奏し、臧否の実行を拒否する。

照対するに、私は去年一二月六日に「浙東路提挙常平に」着任したばかりで、本路諸州の守臣の去年の臧否を見きれておらず、また加えて、近ごろ衢州の守臣、李嶧を按劾したのに朝廷には「黜降を」施行してもらえなかつた。私は全く人材が軽薄であり、信用もできない者であるから、どうしてこの上人物の臧否を評価することなどできましょ(55)うか。

つまり、着任して時間的に十分な間もなく、また自分は他人を評価する器ではないとして、臧否の上奏を固辞してしまう。監司であるからと言って、部下の地方官ひとりひとりを評価するのは僭越である、というのが朱熹の言い分である。

しかし、注目すべきは、彼が一方で活発に弾劾活動を行つてゐる事実である。彼は浙東提挙に就任してのち、盛んに部下の弾劾を行つてゐる。衢州守臣李嶧などを次から次へと弾劾した朱熹の上奏は『朱文公文集』卷一六、一九に残されているが、これらは個々人の不正についての記述が主眼となる朝廷への上奏で、伝統的に「弾劾文」「彈文」などと分類される。<sup>(56)</sup>また数はずつと減るが、これとは逆に地方官の善政を指摘する文章もある。<sup>(57)</sup>これらの文章を含め、朱熹は地方長官時代、地方政治の実務に関わる提案を積極的に次から次へと打ち出しており、具体性・詳細な知識南康軍や浙東提挙であつた時の上奏文は、我々に社経史の史料としても一級の情報を提供してくれていることは周知の通りである。特に彼は極めて熱心に現地視察を行い、浙東提挙時代、常平司の治所のある紹興府<sup>(58)</sup>から府下の嵊県、諸暨県を経、婺州へ入つては浦江から義烏、金華、武義の諸県を歴り、蘭溪県より衢州へ至り、龍遊、西安、常山、開化、江山の諸県を巡回していったん紹興府に戻り、次には嵊県から台州へと足を運ぶ。<sup>(59)</sup>その過程で、現地の地方政府が抱える問題を次々と上奏し、その中には誰某は良くやっている、誰某は不正を行つてゐる、という記述が必然的

に見いだされる。彼が減否制度に対して非協力的な態度を取った反面、自ら積極的に行っていた人事評価とは、このような実地に検した地方政治の上奏であった。

## (2) 蔡戡による評価

これに対する、積極派は、どのような論拠からこの減否を推進しようとしたのであるうか。実はこれについては実はあまり十分に資料が残されていない。しかしその官僚が朱熹のように減否制度に消極的であったわけではない。対照的に、実際に行つた減否の文章や、制度上の問題点を挙げつつ改善策を提案し、朝廷の命令に従つて部下の減否を定めた上奏文も残されている。蔡戡なる人物の文集『定齋集』に残された「減否守臣奏状」<sup>(60)</sup>がそれである。

蔡戡について我々が知り得る所は、残念ながらそう多くはない。『定齋集』その他の記事によると、彼は乾道二年の進士、乾道八年には呂祖謙・唐仲友らとならんで秘書省正字として牒試に当たり、淳熙には廣東運判、湖南提刑、淮西總領、紹熙には司農卿兼知臨安府となつて韓侂胄の時代に引退している。学術的には浙東学派とされていて、『定齋集』に残された奏議には、用兵・財政など、朝廷が抱えていた目前の諸問題に対する議論が多く、特に送迎費の額などを記す地方財政についての記述は、極めて具体的である。その彼が、地方官人事について残した記録として、淳熙七年分、八年分の減否の上奏文である二つの「減否守臣奏状」、そして減否制度を論じた「論減否状」がある。いずれも『定齋集』卷二に載せられている。

まず、蔡戡の減否制度に対する見方が最も端的に現れている、「論減否状」を見てみよう。彼は信賞必罰に実を上

げた前漢の宣帝を、『漢書』「徇吏」伝を引きつつ称揚したのち、

おもうに、陛下は政治に励み、はるか漢の宣帝にまさる。名や実を賞罰する際、もつとも留意しているのは天下の官吏である。……しかし未だ一人として、政治が抜群で龔黃の如くである、と記すべき者がいたとは聞いていない。そこで私は、これを「名実は未だ綜核を尽さず、賞罰は未だ信必を尽さず」と見る。故に百官は、未だその職分を尽くしていないのである。今、朝廷は守令の優劣を知ろうとして監司にその臧否を定め、報告させてい(61)る。これは甚だ盛典である。

と言う。宣帝を引合いに出しつつ蔡戡が評価する臧否制度とは、陛下の耳目たる監司に守令を臧否させるという、官僚制の階層制に則った形での、「天下の吏」の把握である。中央—監司—守令の官僚制のヒエラルキーへの信頼がその前提となつていて。この「名実は未だ綜核を尽さず、賞罰は未だ信必を尽さず」とは、前漢の宣帝が、臣下の人事について「信賞必罰、綜核名実」を行つてしたことに対比させ蔡戡がしばしば用いた言い方で、「官吏の名実が未だすべて明らかにされておらず、信賞必罰が実現されていない」現状を意味する。宣帝の理想とは一言で言えば、皇帝が法制の実行と信賞必罰を通じて百官を把握する、ということであり、幅広く、自由に行われる彈劾とは、逆のものであると言ひ得よう。「盛典なり」とは、かかる法制が完備している状態を称えた表現である。

この二つの「臧否守臣奏狀」はそれぞれ、彼が廣東転運判官であった淳熙六年、および湖南提刑であった淳熙八年分の部下の守臣についての臧否であり、そこには一人一人の治状が手短に記され、評価されている。このうち、ここでは前者を中心を見て行くが、その冒頭に概略次のように述べられている。

前職の同路の提舉常平茶鹽公事として、南雄州の州境にて職務を引き継いで入境して以来「足掛」二年この方、

民間の利害得失や守臣・知県の臧否を調べた結果、一、二を粗知した。この度の指揮「臧否奏上の尚書省指揮」に従うが、この間に聞いた事にも、なお未だに確かめていないものがあるので、私に軽々しく信を置いてしまつてはいけない。「本年」九月には、自ら肇慶府、德慶府、封州などを巡り、士・民に話をきいて来た。これまで聞いた事を参照し、後に述べる。<sup>(62)</sup>

と前置きし、各府州への俸給の支給状態について述べた後、今回臧否を奏上すべき守臣について述べられる。原文は略すが、廣東に、肇慶・德慶・英德の三府と、潮、梅、循、惠、南雄、韶、廣、連、新、南恩、封の一州があり、このうち、監司が臧否を定めるのは、安撫使の担当となる廣州を除く一三府州である。<sup>(63)</sup>しかし英、連、封、新の四州は当時守臣が欠員となつており、残る九つの府州が廣東運判である蔡戡の評価の対象となる、という。そして以下、一葉半にわたつて、この九人の守臣について一人ひとり評価が行われる。その概略は次表の通りである。

「論臧否所部守臣狀」を提出して臧否の命令を拒否した朱熹の主張と比較するとき、ここには臧否を忠実に実行した場合に生ずる幾つかの問題点が浮彫りにされている。まず第一に指摘できることは、一路の守臣全員の臧否を考察するのがこの制度の主眼であるにもかかわらず、現実には到任後の時間が短く評価が不可能であつたり、欠員であつたりして、十四人中七人つまり丁度半分が対象に含まれない。これは蔡戡が湖南提挙時に残したもう一つの「臧否守臣狀」においても同様、九州中、監司が臧否を行うのは、帥臣の潭州、守臣が朝廷の罷黜に遇い新任がまだ到任しない衡・道二州を除いた六州である。<sup>(64)</sup>遠方の州県官に欠員が少なくなかつた当時の実情の中では、評価対象の地方官自身が不在のことが多々あつた。特にこの衡・道州のごとく、朝廷の罷黜という、考課・臧否制度を補完する人事制度が行われたことによつてかえつて臧否が困難になることすらある。また第二が、任期の問題である。先に淳熙九年三

表 蔡戡による広南東路守臣の臧否

臧否 (人數)	差遣・姓名	政治状態に対する寸評など
臧の最 (二人)	知潮州 黄定	有用な学があり、減税、雜稅を廃止、胥吏の下郷を禁止し、海賊の大々的な討伐に功があつた。
臧の次 (一人)	知惠州 吳襄	吏能に通じ、公使錢等を節約して民衆のために上供銀を代納した。
着任後日が浅く、評価できないもの (三人)	知南恩州 朱自求 知梅州 孟鏗 知循州 謂過	高要県で甲簿による催科の廃止、府の支出の再点検・歳出の切り詰めを行つた。
政治は「平平」であり、特に記すべき卓然とした治行も明白な過悪もないに臧否を加えず、たゞ、一の事実を報告しておくべきもの (二人)	知韶州 吳彥夔 知南雄州 章能干	梅州はもと潮州の一県にすぎず、元来民讼は簡省、財賦は足りるが無名の斂を罷めるなど、民の評価も高いが、到官したばかりで成績がまだ明らかでない。
否の最 (一人)	知德慶府 陳燦	梅州の才能を見る縁がない。その才を見るのはいかないが、用刑・理財に厳しく、愛民の心に欠けるのではないか。

広東では安撫使の治所は広州とされている。法令からは察し得ないが、この表でも広州は対象に含まれず、後の湖南の事例も併せて考えれば、一般に、安撫の治所となつてゐる府州軍の守臣は安撫が臧否を行い、他の諸府州軍について監司が

行うようである。監司は一般に転運、提刑、提舉、安撫の四司と誤解されているが、通常安撫（帥臣）は含まれず、監司と帥臣の管轄は分けられる。

月一八日の「守臣の交代も常ならず、その言にも正当なもの、不当なものがある。既に離任して臧否に及ばなかつた者もあれば、着任したばかりでもう臧否に遇つた者もいる」という臣僚の言に言及した段でも述べたが、当時、守臣の任期は極めて短く、「着任後日が浅く、評価できない」という事例は決して少なくなかつたのである。臧否制度は冗官問題などから任期が短期化して行くという、構造的な問題を孕んだ伝統的な官僚制に対して、不適合と言え(65)る。第三にこの制度のもとでは監司が十分に守臣の政治を検討しきれないという点がある。蔡戡が確實にその地を訪れていたのは廣東では南雄州、肇慶府、德慶府、封州であり、湖南では不明である。そして臧の最となつているのはむしろ遠く離れた位置にある潮州・惠州の守臣であり、逆に否の最を与えられた陳旉の德慶府には、彼が実際に足を運んでその悪政を調査している。つまり臧否制度の実行に際して、一部の府州郡については、路という行政単位の管轄範囲と、一年という限られた期間からして、どうしても不十分のまま守臣を評価せざるを得ない。これは本来的に強制されず、不正を発見した時に隨時行われる彈劾には見られない問題点である。

また、蔡戡のそれぞれの守臣に対する寸評を見てまず第一に指摘できることは、これらが専ら地方政治についての評価であるということである。なかには知雄州韋千能のように「賦性狷急、不能容物」云々とその人格に対する評価がないではないが、他はほぼすべて現地での具体的な政情に関するものであり、これは個人の人物評価を言った南北朝時代の「臧否」の用法とは隔世の感がある。そしてこの蔡戡の臧否状から見る限り、臧否の主眼は決して財政のみにあつたのではない。過剰な税負担の軽減・雜税の廃止（潮州、惠州、肇慶府、南恩州など）、胥吏の下郷の禁止

(潮州)、用刑の苛酷さ(循州)、地方社会での評価(德慶府)など、治安を含めた地方政治全般にあつたと見なければならない。特に惠州、循州、湖南、興國軍で「愛民」「愛民之心」という語を用い、守臣評価の基準としているのは、任地の民衆との関係を重視する所以であろう。これは同じ人事考課制度でも明の張居正の考成法が地方財政の把握を主眼としていたとされるのとは対照的であり、また朱熹の唐仲友弾劾や「黜降官」に幅広く見られるように、守臣の弾劾が、多く現地での不正によつていたのと共通している。

そして最後に、弾劾文と臧否文の表現の差異にも着目したい。先に挙げた蔡戡の淳熙七年分の臧否上奏の文章の冒頭に見られる「いまだ確認が取れないものもあるので、この臧否について過信してほしくない」という調子の自信のなさは、弾劾文にはたえて見られないものである。反対に朱熹の弾劾文などは、実に確信に満ちた、激烈とも言うべき調子である。朱熹は、著名な一連の唐仲友に対する弾劾を

私のような賤しい者でも、誤つて御恩を蒙り、一路の「耳目の寄」「監司」となつたからは、敢えて緘默せず、  
使職としての任を負う。<sup>(67)</sup>

と始め、唐仲友を罷黜せねばならぬことを繰り返し説き、

病上がりで精力が回復していないにもかかわらず、奔走して骨を折り、「唐仲友の罪状の実地調査のため」束の間の休息も取らなかつたのは、誠に陛下の私への知遇の深さによるのであり、それに万分为の一なりとも報いようと  
と考えたからである。<sup>(68)</sup>

など、実地での調査と弾劾に万全を尽くしたことを強調している。

なお、蔡戡と朱熹の内容の対立を、浙東学派の政治理想と、朱熹の政治理想の差異に重ねて理解することも可能か

もしれない。しかしわゆる浙東学派の論客である葉適は、地方官に対する管理強化による財政確保には必ずしも肯定的ではないし、また逆に、朱子学者真徳秀が理宗の時代ではあるが、臧否実施に肯定的な意見を述べているところから<sup>(69)</sup>、一概に淳熙臧否に対して肯定的か否かが浙東学派と朱子学派の間の差異であるということは不可能である。南宋中期の主要な政治対立と認められる道学をめぐる政争も、活発化したのはむしろ淳熙臧否の後の寧宗の時代である。淳熙臧否に對しては、當時、それぞれの政治家がある程度個別に対応したと言つてよい。

### おわりに

宋代の官僚人事制度を、当時の官僚の問題意識に近い視点から再検討するという本稿の課題に沿つて、南宋の淳熙臧否を巡る李心伝、朱熹、蔡戡などの議論を見ていった結果、少なくとも以下のようなことが明らかになった。この淳熙臧否は孝宗の強い推進への意志にもかかわらず、監司が地方政治に巻き込まれて実行できず、期間などの点でも技術的な問題点が指摘され、人事評価の強制は私情と政争を助長し、結局前後三七年の試行錯誤の結果、廃止となつたということ、そして地方官の人事評価の方法として、常に推薦と彈劾が行われたということである。

確かに宋代以降の官制は、「中央集権的」なものだった。魏晉南北朝時代に個人的な人物評価として流行った臧否が、民間での人物評価を禁じた隋開皇一三年の詔を経て、官僚制の手続きとして行われるようになったこと 자체、皇帝を中心とした官僚制の発達の証しでもあろう。しかし現実にはかかる人事制度は有効に実施されたわけではなく、地方政府の中央への統合は、法典にはあまり束縛されない形で、地方官個人々々の行動に支えられていた。<sup>(70)</sup>これを可

能にしていたのが、遂行を義務づけられず、形式的には極めて自由な、現代中國語で言えば甚だ「隨便」な、彈劾だったものである。またこれが行われたからこそ、宋代の地方官は昇進の階梯を自動的に上って行つた訳ではなく、政争と表裏しながら、監察が行われたのだ。

冒頭に記した、社会経済面で我々が認識している地方の活力の増大を想起すれば、臧否制度など監司を軸とする地方行政の様々な側面が地方政府に左右され、失敗したことは、この時期もはや行省のような強力な組織を欠いた地方制度によって全國を統治するのが難しくなってきたことを示して余りある。<sup>(72)</sup> そして運用面において、考課・臧否など中央政府が法典によつて強制する「制度」が機能しない時、政府を全面的に担い始めた士大夫の心に訴える教学といふ、よりインフォーマルな「制度」が、形式的に自由な彈劾という行為を通じて、代替的に機能していたということなのである。<sup>(73)</sup> しかし、この運用面についての議論を進めるにあたつては、淳熙臧否という一事例の分析だけではあまりに不足のようにも思われる所以で、さらにこの時期の地方監察の総合的・数量的な分析を次稿「監司と台諫——宋の地方官監察制度に見られる二つの型(一)——」において行う予定である。

1 「後漢書」伝五七党锢列伝「漢官儀曰、三公聽採長史臧否、人所疾苦、還條奏之、是爲舉謠言也、頃者、舉謠言、掾屬、令史都會殿上、主者大言、州郡行狀云何、善者同聲稱之、不善者默爾銜枚」。しかし、「後漢書」伝五〇下蔡邕傳の李賢注には「漢官儀曰、三公聽採長史臧否、人所疾苦、條奏之、是爲舉謠言者也」と同様の内容ながら長史を長吏にする。さらに「續漢書」百官志「司徒」の条に引く漢官儀の編者応邵の言として「每歲、州郡聽採長史臧否、民所疾苦……、主者大言、某州郡行狀云何」云々と三公ではなく州郡が長吏の臧否を聽採するという記事もある。長史が中央の三公の属官の意とすれば、これは長吏の誤まりか。筆者は漢代史には全く素人なので、今後の検討課題としたい。

たとえば正史を検索しても、人物の臧否を好んだという挿話は魏晋南北朝時代に集中して見える。この時期の事例として以下の八名を挙げることができる。

◎「幼くして孝行あり、少虧清節」であったが、人物を臧否することを好んだ魏末の劉毅（『晋書』卷四五劉毅伝）。

◎ともに豪侠にして酒に耽り、人物を臧否することを好んだ西晋の裴挹・裴徽兄弟。兄弟は裴憲の二子（『晋書』卷三五裴秀伝付裴憲伝）。

◎南朝宋の人、謝曜。人の短所を口にしなかつた弟の謝弘微とは対照的に、人物の臧否を好む（『宋書』卷五八謝弘微伝、『南史』卷二〇同伝）。

◎南朝宋の人、謝靈運。人物を臧否することを好んだ（『宋書』卷五六謝瞻伝、『南史』卷一九同伝）。

◎南朝宋・齐の丘靈鞠。飲酒および人物臧否を好んだ（『南齐書』卷五一丘靈鞠伝、南史七二同伝）。

◎元嘉二八年から三〇年仕官した盧玩之。「人物に於て臧否するを好む」（『南齐書』卷三四盧玩之伝、『南史』卷四七同伝）。

◎北齐の盧詢祖。人物を臧否することを好む（『北齐書』卷二二、盧文偉伝付盧詢祖伝、『北史』卷三〇盧觀伝付盧詢祖伝）。

◎北齐・北周の交の宋孝王。容貌は醜かっただが人物の臧否を好む（『北史』卷二六宋隱伝、『北齐書』卷四六循吏伝）。

劉毅や謝曜、宋孝王の事例から見る限り、人物を臧否することは、清節さや人の短所を言わぬ態度、容貌の醜さとは多少対立的な、ある意味で僭越な行為とも窺える。これは後出の朱熹の臧否に対する姿勢とも共通する。

3 〔開皇一三年〕「五月癸亥、詔人間有撰集國史、臧否人物者、皆令禁絕」（『隋書』卷三八高祖紀、『北史』卷一一隋本紀同）。

4 明末の陳潛夫（『明史』卷二七七同伝）、李三才（『明史』卷二三二同伝）などの例外を除くと、「人物を臧否するを好む」とが肯定的に語られる事例は、二十五史ではこれ以降消滅する。なお、二十五史の検索には、台湾の中央研究院計算中心の中文全文資料系統のデータベースを利用した (<http://www.sinica.edu.tw/info/index.html>\*db)。

5 宋朝における臧否は、本稿で扱う、監司・帥臣が守臣を評価する孝宗朝の淳熙臧否のほかに、寧宗慶元年間に提案された監司

帥臣が知県を評価する慶元臧否がある。李心伝によれば後者は張君量が広西帥臣であったと実施を請い慶元二年六月に受け入れられたもので、その内容は守臣に対する淳熙臧否とほぼ同内容の評価方法を知県にたいして行うものだが、結局これによつて點詮が行われる』ことはなく、翌年には張君量自身が台諫官となつたために監司による監察を推進する立場ではなくなり、沙汰止みになつたといふ。李心伝『建炎以来朝野雜記』(以下『雜記』)甲集卷六「慶元臧否縣令」に記事がある(「慶元中、張君量帥廣西、請令監司帥守各於歲終以所部縣令、分臧否上中下三等、合平而爲士、次春上奏、頒之考功」)。現実にはまったく行われなかつたばかりか、その後の諸史料もこれについて述べるものは皆無に等しく、本稿でも臧否制度としては淳熙の守臣臧否を指す」といふ。趙升『朝野類要』は宋の臧否を説明して「臧否監司歲具所部官美惡奏上、謂之臧否。奏若某員、功過俱無者不具」という(卷四)。

- 6 J.W.Chafee, "The historian as critic : Li Hsin-ch'uan and the dilemmas of statecraft in Southern Sung China," in R.P.Hymes and C.Schirokauer eds., *Ordering the world : approaches to state and society in Sung Dynasty China*. University of California Press, 1993, p.323.

7 「敕具官某等。周以歲會攷四國、漢立殿最郡縣。我孝皇帝設臧否、攷察郡守事實、皆良法也」(『鶴林集』卷七「李焞特授朝請大夫、周文虎特授朝請郎制」)。吳泳は理宗朝の人。

8 「監司帥臣臧否所部、深得考功課吏之意」(『皇宋中興兩朝聖政』(以下『兩朝聖政』)卷五九淳熙九年三月戊子)。

9 「雍熙間、上嘗問班簿、故擇用人、而患不遍知群下之材、始詔德驤以群臣功過之跡、引與俱對。」(『元豐類稿』卷四九「考課」)。

10 「初知諫院陳昇之言、生民休戚、繫郡縣政之得失。今天下州三百、縣千二百、其治否、朝廷固不得周知、必付十八路轉運使。而預選者、自三司副使省府判官提點刑獄、或以資序或以薦引、才不才因以混淆、一旦付以一道按察之寄、雖知其不勝任、必重退之」(徐松『宋会要輯稿』(以後『宋会要』と略称)職官五九一七嘉祐二年七月)。

11 考課、磨勵については鄧小南「北宋文官磨勵制度初探」『歴史研究』一九八六一六、梅原都「宋代官僚制度研究」（同朋舎、一九八五）二九〇三一頁などすでに多くの研究がある。特に古垣光一氏には一連のすぐれた研究があるが、ここで全てを紹介する余裕がない。

12 梅原前掲書二六頁、鄧前掲論文。

13 鄧前掲論文。

14 「守令以成郡縣之治、立四善四最、以爲考課之法。每守令替移、令諸監司參考其任內課績、以定優上・中・下之等。優上者有賞、其下者有罰。然爲監司者、或歸於親故、或狃貴勢。而甚者至於以貪爲廉、以暴爲良。既上・下之等不實則賞罰遂至於失當。其爲負陛下耳目之寄、孰甚焉。欲乞每歲將諸監司所定守令考課等第、令御史臺重行審察、如有不當重加黜責、不以赦原、庶幾考課得實、人有勸懲、上以稱陛下勵精求治之意」（『宋会要』職官五九一一大觀一年八月二八日）。ここで注目せねばならぬことは、地方官考課を実行する担保として、中央の御史台にこれを監視させている点である。

15 転運の胥吏に賄賂が横行したことにつき、北宋末の臣僚上言に、「今、選官之在吏部者、以尚書侍郎典之、別無他職。而八路則委運司。所謂使副判官者、以軍儲吏祿供給支移爲已責、而以差除爲末、務乃付僉廳。所謂主管文字者、又以勾稽簿書點檢行移之冗爲先、而不暇究於差注、乃付士案之。胥吏比年以來、賄賂公行、以選爲貨、視闕之得否、惟昧之多少」（『宋会要』職官五九一政和八年四月五日）。

16 注10・14・15参照。

17 洪邁は北宋仁宗朝の「慶曆・皇祐中」のこととして、考課の「制度がいつから廢れてしまったのかは分からぬ」と述べている（『容齋四筆』卷七「考課之法廢」）。北宋もこの時期には冗官問題が深刻になり、その後宋代を通じて官僚人事制度の様々な問題が始まつたから、考課の形骸化も州県においてはあるいはこのころ深刻化したのかもしだれない。しかし范祖禹によれば、監司に対する考課はそれよりもなお続けられたが、哲宗の頃には乱れていたという（『宋名臣奏議』卷七二「上哲宗乞

行考課監司郡守之法」)。

18 「殿中侍御史周秘言。國家以十五事考校監司、以四善四最法校守令。保奏有違限不實者、有罪。而五六年間、惟成都潼川路一嘗奏到、其餘諸路課績並不申奏。法令廢弛能否無辨。欲望特命有司儉其考課條令申、嚴行下責諸路監司州縣、自命依限保明。其累年輒不申奏者、亦乞取間因依。仍乞自今從朝廷審度歲取殿最各一、二人、重行賞罰。詔令吏部嚴行下諸路常切遵守、如違仰御史臺糾劾以聞、餘依奏」(『要錄』卷一〇〇 紹興六年四月庚子、『宋會要』職官五九一 一九同月三日)。

19 前注参照。

20 「高宗以公天下之心、擇太祖之後而立之、乃得孝宗之賢。聰明英毅、卓然爲南都諸帝之稱首。可謂難矣哉」(『宋史』卷三五 孝宗紀)。

21 斯波義信『宋代江南經濟史の研究』(汲古書院、一九八八)八五頁。背景として、臨安が行在として確定し、諸制度の再建が進んだことがあげられるが、とくに孝宗即位は金の世宗即位と時をほぼ同じくし、金の海陵王による積極的な南進が止み、両国は内治に専念する方向にむかつたことも大きい。また、太祖七世の孫孝宗が位についたことで、秦桧の密室政治の影響が払拭されたことも、制度の運用にプラスの働きをしたであろう(寺地遵『南宋初期政治史研究』(渓水社、一九八八)四二六、四八三頁)。

22 梅原前掲書二〇九頁。

23 「孝宗初、詔内外有專法、辟闕並仍舊」(『宋史』卷一六〇「保任」)。

24 「今日瀆亂朝綱、滋長吏蠹、莫甚於此。祖宗朝、雖六院亦隸銓選。今者縱未能遠跡前憲。亦近攷孝廟朝、凡不繁堂除差遣、皆令銓曹、依條注授、妙選天官長貳使率、其屬以綜核人才、不惟可以息奔競之風、塞僥倖之路」(杜範『杜清獻集』卷五「軍器監丞輪對第一劄」(端平二年秋))。

25 梅原前掲書五一頁。

26 拙稿「南宋の羨余と地方財政」『東洋学報』七三一三・四（一九九二）にも引用したが、真徳秀も「己巳四月上奏劄」の中で上言した四説の中で、「比者、固嘗達監司之選、重職吏之罰、而守令貪殘之者尚多、苞苴餽遺者未戢。臣願陛下明詔大臣（羨余に類似した進納）を恥としたとし、趙翼『廿二史劄記』卷二四「宋初嚴懲職吏」もこの時期を評価する。

27 『雜記』甲集卷五「淳熙慶寿礼」、李昴『文溪集』卷一〇「請諡李韶方大璫」参照。

28 方大璫『鉄菴集』卷一九「本軍張守」。その他本稿では総括しきれないが、『雜記』甲集卷五、乙集卷三、一四、一五には、科舉制度や官制の改革、福建経界法の実施など、孝宗朝での施策が数々載せられている。

29 「歴代名臣奏議」の中でも地方官人事関係の記事の大半が含まれる「治道」の中で、南宋各皇帝に割かれた卷数と、彼らの在位年数を比べてみると、次のようである。

廟号 合計卷数

高宗（在位約三五年間） 約四

孝宗（在位約二七年間） 七

光宗（在位約五年間） 二

寧宗（在位約二九年間） 三

理宗（在位約三九年間） 四

30 元の朱子学者方回も「慶元・嘉泰・開禧、一權臣也。非趙忠定公〔汝愚〕朱文公〔熹〕之徒鮮不屈而媚韓〔侂胄〕。嘉定・

寶慶・紹定、一權臣也。非真文忠公〔德秀〕魏文靖公〔了翁〕之徒不屈而媚史〔彌遠〕。端平・嘉熙・淳祐、迭相不一、微革前弊」（『洞江統集』卷三二「送葉亦愚序」と、たえまない南宋権臣の弊をあげつらう。慶元の朱子学者彈圧を批判する立場であろう。

淳熙職余とその失敗

31 徐誼が太常丞に上った孝宗朝末期には「孝宗臨御久。事皆上決、執政惟奉旨而行、羣下多恐懼願望」（『宋史』卷三九七「徐誼」伝）と、孝宗朝の主導権が皇帝に握られていたと脱脱は考える。

32 高宗朝には長い時期秦桧の当国が続き、またこれ以降は、韓侂胄・史彌遠・賈似道と、南宋末まで間断無く権臣の時代が続いた。宮崎市定「南宋政治史概説」「アジア史研究」第二に詳しい。寺地氏によれば孝宗擁立には秦桧の体制（「紹興一二年体制」）からの脱却を意図する高宗の意志が働いたという（寺地前掲書四三二頁）。筆者なりに南宋史料を見る限りでも、壮年三五にして帝位についた孝宗のもとで権臣が勢力を振るつた状況はないようであるから、孝宗朝にはひさしぶりに朝廷の主導権が皇帝に戻つたようである。

33 類似のエピソードは孝宗以外にも伝えられているが、朱子学者は孝宗を重視する。「問『或言、孝宗於内殿置屏風、書天下監司帥臣郡守姓名、作揭貼於其上。果否』曰『有之。孝宗是甚次第英武。……』」（『朱子語類』卷一二七「孝宗朝」）。このことはまた『皇宋中興兩朝聖政目録』官職門「監司郡守」にも見えるが、『兩朝聖政』本文の方はもともと乾道部分を欠いており、この記事は今日見られない。

34 チャフィー前掲論文は、地方政治が官僚制や地方政治の犠牲になつたと見る李心伝の見解を紹介し、その中で簡単ではあるが便民五事とともに淳熙減否について言及している。卓見と言い得るが、減否制度を含め、監司—府州郡—県の階層性が地方政治の犠牲になつてゐるという理解は、本稿で見るよう、李心伝のみならず南宋にひろく共有された言説である。

35 『建炎以來朝野雜記』卷五「淳熙減否郡守」。以下、本節において『雜記』とのみ記してあるのは、すべて同所からである。チャフィー氏は前掲論文の中で『雜記』に触れ、その中で官僚制や地方政治の犠牲になつた人事制度についての記述として、淳熙減否に言及する。

36 高・孝宗時期のことを編年体で伝えるこの史料の由来については撰者を含め不明な点が多い。孝宗自身の序が付せられていてとも伝えられるが、ただ、その記事内容は、「雜記」や「宋会要」と重なる部分もあり、成立年などは不明である。

前掲論文で、チャフィー氏は、『雜記』甲集に代表されるある時期までの李心伝の作品では、李心伝は道学を、今日的な問題に対する解決策と考えていたと指摘する。そして臧否を含む地方官人事制度がかなり批判的に書かれている点を重視しており、確かに孝宗末年から寧宗時代にかけての政治対立の基本軸であった道学とその反対者という構図は、この部分の記述には見られない。なおチ氏は臧否を tsang-fou と音写するが誤りで、tsang-p'i が正しい。「否」は「～にあらず」(fou)ではなく「善くない」(p'i)の意、現代中国語でも臧否は tsang-p'i と読まれる。否の音は「鄙」、意味は「不善」なりとは北宋末の王觀国の一言である（『學林』卷一「臧否」）。

38 「要在精擇使者、而以臺諫考察之庶乎可也（上語在十五年七月丙午、事具宣論聖語）」（『雜記』）。このことは『宋史』卷一六〇選舉志「考課」にも見える。

39 「孝宗留意治民。紹興三十二年十一月丙申、首詔。諸路帥臣監司、毎日悉具部内知州治行臧否、連衡聞奏。後以多事不克行」（『雜記』）。『宋會要』職官四五二二三には、「朕は祖宗の理念に則つて監司によつて守臣の臧否（じやうしよ）を明らかにしようと思う」との孝宗の決意がより詳しく記され、統いて「其令諸路帥臣監司、限兩月、悉具部内知州治行臧否、連衡聞奏。苟違朕言、令御史台彈劾」と『雜記』と同様の詔を伝える。『雜記』ではこれを紹興三十二年一一月丙申とするが、『宋史』卷三三孝宗紀には、『雜記』の一ヶ月後の一二月丙寅のこととして、「詔、帥臣監司、具部内知州治行臧否、以聞」とあってこのことを伝えれる。『宋會要』職官四五二二三も一二月三日（丙寅）であるから、一二月に従うべきだらう。一般に監司帥臣への臧否の命令は、月初め、特に三日の日に出されているものが多い。『雜記』はまた、「毎日悉具……」と伝えるが、毎日報告という例は他に見られず、誤りと思われるので会要の両月に従う。

40 「詔、諸路監司・帥臣。歲終、各以所部郡守分三等、治效顯著者爲臧、貪刻庸謬者爲否、無功無過者爲平。詳加考察、具名來上。内、臧否各著事實、如考察不公、令御史臺彈劾」（『兩朝聖政』卷五九。『雜記』および『宋史』卷三五『孝宗紀』にも略述。三者いすれも淳熙八年閏三月辛巳とする）。

41 『定齋集』卷二「臧否守臣奏狀」に「行在尚書吏部符淳熙八年閏三月五日三省同奉聖旨」云々としてこの内容を引き、それにつたがつて臧否を行つてゐる。

42 「頃詔『監司・帥臣臧否所部、歲終以聞』。然郡守更易不常、監司・帥臣好惡不一、則言有當不當、有已去而不及臧否者、有近到而已遇臧否者、或取辦事而不言其害民、或喜其彌縫而不言其疏謬、或畏其彊有力而不議、或以其疎遠無援而見斥。望復詔。諸路監司帥臣、自今臧否所部、必須總計一歲之數、不間已去見在、就其中而區別之。或臧者朝廷已加擢用、則其臧之次者。或否者朝廷已行罷黜、則其否之次者。其有臧否不當者、必令具析、以聞。詔除初到任人外、餘從之」(『宋会要』職官四五—三二淳熙九年三月一八日)。

43 「趙衡公、時判江陵、奏言『當舉劾、而不必臧否之』。不從趙公、因具文以報事、乃已」(『雜記』)。「舉劾」という語は、「挙げて劾す」すなわち弾劾のみを意味する用法と、推薦と弾劾の双方意味するのと二通りある。例えは『慶元條法事類』卷二九「銅錢金銀出界」所載の衛禁勅の申明に、州県並びに権場官が禁令に違反した場合、帥漕司に挙劾させ、朝廷に申奏せしめ、重行停降すべしとしている(乾道九年)のは前者の例であるが、これは例外的で、普通は後者の薦举および弾劾を意味する。

44 「雜記」はこれを淳熙一二年一〇月癸亥とするが、『宋史』卷三五孝宗紀も同日条に「詔諸路臧否以三月終、四川二廣以五月終來上」とあって『雜記』の記事を裏付ける。

45 「諸帥臣〔原文は帥已〕に作る」監司、歲終、各以所部知州、不以去替(初到任人非)、總計一分歲人數、分爲三等考察。治效顯著者爲臧、貪刻庸謬者爲否、無功無過者爲平(臧否仍著事實)。川廣限次年五月以前、餘路限三月以前、聞奏。如徇情不實、御史臺彈奏」(『慶元條法事類』卷五「考課」)。

46 「時青神蒲呆代還入見。上問之。果曰『臣得罪於監司、不得罪於百姓』。翊日上諭輔臣曰『蒲呆誠直、可取』。十三年、潼川路漕臣岳霖、奏知瀘州眉山史皋爲否。皋帥臣也」(『雜記』)。眉山は成都府路にあり、瀘州は瀘州府路の安撫使の所在である。

この事件についての詳細は不明であるが、眉山県は青神県のある眉州の治所であるから、蒲果に罪を着せた監司が、知眉州にあつた史皋であるとも考えられる。後考に待つ。なお史皋は『宋会要』職官七二一五〇「黜降官」では、一三年五月一六日に高齡などの理由で知瀘州を罷免されている（淳熙一三年五月一六日「知瀘州史皋放罷。言者論皋年踰七十、筋力弗任、苛刻害民、昏繆害事、乞並賜罷黜，故有是命」）（『宋会要』職官七二一四四）。

47 『雜記』。

48 注38参照。

49 「臧否之令、行之十六年矣。以臧之最而超擢者、誰歟。以否之最而黜責者、誰歟。二者皆臣所未聞也。朝廷不過爲虛文」

（『定齋集』卷二「論臧否守令劄子」、また『歷代名臣奏議』卷一八九にも「光宗時、蔡戡上奏曰」云々として見える）。

50 「慶元五年三月甲午、右正言陳自強復以爲言、於是臧否遂罷」（『雜記』甲集卷六「慶元龍臧否」）。なお『文献通考』卷三九に「光宗初、言者謂、臧否之法、多由請託謬者營救……、願詔各舉所知而罷臧否」とある「言者」は右正言陳自強ではないかと思われる。

51 宋の地方官の任期については梅原前掲書二三五頁。唐の考課法においても同様の問題が見られる（築山治三郎「唐代地方政府僚の遷転と考課について」）（『京都府立大学学術報告』人文第一三号、一九六一）。

52 注42参照。後出の蔡戡「臧否守令奏狀」（『定齋集』卷二）では、何人かが到官後日が浅いとして論評されていない。

53 この計画が本格的に始動した淳熙八九年は、朱熹による唐仲友彈劾が行われ、道学の党争が始まつた時期に一致する。またのち、臧否に非協力的であった鄭丙や四川官僚の句昌泰らが降され、かつて蜀士の筆頭であった趙雄がこれを弁護したことと、当初は反道学の勢力がこれに批判的であつたことなどを考えあわせれば、少なくとも淳熙一二年ころまでについては、この法が芽生えてきた反道学の党に対する肅正手段であつたという推測も成り立ち得る。しかし一三年以降は陳賈が主導権を握るなど反道学の巻き返しも見られる一方、朱熹に対する立場を異にすると思われる林栗や宋若水が同じく轄下の守臣を攻める

場合もあり、おそらくは道学の党争や四川官僚への制肘という政治抗争で、この臧否の法が様々に利用されたという見るのが妥当と考えられる。

54 朱熹の「論臧否所部守臣状」冒頭にそうあるが、これは『宋会要』職官四五一三二〔淳熙九年三月一八日条（前出の統き）に「……先是、正月三日、詔諸路監司帥臣、淳熙八年分歲終各合臧否所部守臣、令日下聞奏」とあってこれを裏付ける。

55 『朱文公文集』卷二「論臧否所部守臣状」。

56 弹劾が比較的形式に囚われることなく行われたことについては、次稿で再論する。

57 婺州の守臣錢佃、通判趙善堅などがプラス評価されている（『朱文公文集』卷一六「奏巡歷婺衢撫荒事件状」卷一七「乞留婺州通判趙善堅措置賑濟狀」）。

58 常平司の治所について梅原前掲書二七一頁。

59 衣川強氏は朱熹の足跡を追いつつ、朱熹が「浙東提挙として力を注いだのは、……地方官として不適当な人物を弾劾して罷免することであったとも言えよう。七人の地方官が激しく弾劾されたのに、朱熹の眼鏡にかなってお褒めに預かったのはたつたの一人ということからも、地方政治の根本は、法律や制度よりも、それらを運用する地方官の人物そのものに、あるいはその人格や人間性に左右されると、朱熹が考えたためであろうか」と述べられる（『朱熹』白帝社、一九九四、一七二頁）。

60 『宋元学案補遺』卷五「蔡先生戴」、『定齋集』卷頭の李序、『四庫全書総目』卷一六〇などによる。

61 「恭惟陛下勵精爲治、遠邁漢宣、于賞罰名實之際、尤所加意天下之吏。固當深心滌慮、殫知竭力、以承休德。然未聞有一人治行卓然可書如龔黃者、以臣觀之、名實未盡綜核、賞罰未盡信必、故百吏未盡稱職也。今朝廷欲知守令優劣、俾監司第其臧否以聞于朝。甚盛典也。」（『定齋集』卷二「論臧否狀」）。

62 「臣前任本路提舉常平茶鹽公事、自淳熙五年十二月二八日于南雄州界首交割職事入境以來、詢究民間利害與夫守令臧否、迄今二年、粗知一二。伏準今降指揮、臣恐其間所聞、夫實不敢輕信。臣于九月內躬親巡曆、至肇慶府・封州等處、訪問士民參

酌、向來所聞、具列于後」（『定齋集』卷二「臧否守臣奏狀」（第一））。

ここでは安撫使の担当は治所のある広州のみである。次稿で再論するが、監司と帥臣の関係を考えるとき参考になる。

64 朝廷の罷黜に遇つた二人は、知衡州趙彥恂、知道州趙善言であるが、前者は『宋会要』職官七二一三〇「黜降官」よれば、

淳熙八年八月二三日、「民に苛取し、魚利を拘縛し」したことにより、知衡州を放罷となつてゐる。なお趙善言が知道州を罷免されたことについては、この名が誤りでなければ「黜降官」には記載されていないが、これは淳熙九年前後から淳熙一一年半ばまで同記事の採録があまり行われなくなつていたことによる。

65 考課型の人事評価制度が、任期の短期化という問題と相容れなかつたことは、唐代の考課制度運用についてもそのまま当てはまる（篠山前掲論文）。

66 伝統的な中国官僚制の人事制度には、時として中央—地方の対立が噴出することがある。中央による人事考課と、地方政府の利害を反映する彈劾や言事との対立を軸とすれば、淳熙臧否を万曆の張居正の考成法に、地方政府の利害を重視した南宋の朱熹を、「言路の開広」による地方の輿論の汲上げを主張したとされる東林党人士に準えることは、さほど難しくないようにも思える。「地方の利害を重視する議論が現れた」という一点で括るなら、官僚人事制度に於ける明末と南宋の状況は、意外と似通つてゐる。しかし東林党の側にも政策論が存在したのに対して、南宋の朱熹は、地方政治を王朝の制度に反映させると殆ど無関心だった。張居正の考成法の第一の眼目が財政管理にあつたとされるのに対して、南宋の臧否が一方の治安・地方官個人の資質を含めた総合的な判断基準に依つていたのも異なる。

67 「臣竊見本人「唐仲友」近蒙進擢、而臣蹤跡、方此孤危、較權量力、實犯不謹。願以疏賤蒙被誤恩、實當一路耳目之寄、不敢緘默、以負使令」（『朱文公文集』卷一八「按知台州唐仲友第一狀 貼黃」）。

68 「臣猥以疏賤叨被使令、雖衰病之餘、精力不逮、而駢馳勞瘁、不敢頃刻自安者、誠以陛下知遇之深、而思有以仰報萬分也」（『朱文公文集』卷一八「按唐仲友第五狀」）。

淳熙臧否とその失敗

69 葉適は、朱熹とは対照的に王朝全体の財政運営などに積極的に提言したが、必ずしも人事管理を徹底して財政確保を目指したものではない。彼はむしろ南宋の地方財政が上供錢物のノルマに圧迫されていた状況を財政悪化の原因の一つとして憂慮している。葉適の財政論については岡元司氏の近論参照（「葉適の宋代財政觀と財政改革案」『史学研究』一九七（一九九二））。

70 注26 参照。

71 前掲拙稿「南宋の羨余と地方財政」でも示したように、州から中央への上供も、少なからぬ部分非正規的なルートによっていた。

72 政府の地方への直接的な指導力に期待する北宋までの地方政治が、南宋以降後退したことについては、ハイムズ／シロカウア前掲書の“introduction”、斯波義信「南宋における中間領域社会の登場」『宋元時代史の基本問題』（汲古書院、一九九六）。

73 ここでいう「制度」は成文法などフォーマルな制度、イデオロギーなどインフォーマルな制度の双方を意味する。制度論の中国史への適用について、拙稿「ポスト・ワラスからのアプローチ」『(宋代史研究会報告第五集) 宋代の規範と習俗』（汲古書院、一九九五）。